

**交通ルールの確認１**

1.　自転車は、原則車道の左端を通行しましょう。

2.　路側帯が設けられている道路では、自転車は左側に設置された路側帯のみ通行可能です。

3.　例外的に自転車が歩道を通行する場合、歩行者の通行を妨げないように車道寄りを徐行

　　します。

4.　自転車が車道を通行する際は、自動車と同様に車両用信号に従って通行します。

　　また、信号機のある交差点では左折車の内輪差による巻き込み事故に注意しましょう。

5.　自転車が歩道を通行する際は、歩行者用信号に従って通行します。

　　また、自転車で交差点を通行するときは、単に自動車の存在を確認するだけではなく、

　　ドライバーとアイコンタクトをするなどして自分に気付いているかどうかを確認することが

　　大切です。

6.　信号機のない見通しの悪い交差点を通行する際は、標識や表示に従い、停止線の手前で

　　停止し、交差道路の安全を確認してから通行します。

7.　自転車が車道の右側を通行する逆走は、駐停車車両の横を走行してくる車両と正面衝突

　　する危険やその他の交通事故を引き起こす原因となりうるため、絶対にやめましょう。

8.　自転車乗用中死者の損傷部位で見ると、頭部が約7割と大きな割合を占めています。

　　自転車を運転するときは、子どもだけでなく大人もヘルメットを着用するように努めましょ

　　う。また、自転車乗用中に、手で持ったり周囲の音が聞こえないような状態でケータイ(スマ

　　ホ)を使用することは禁止されています。

9.　自転車は、乗る前はもちろんのこと定期的に専門の整備士に見てもらい点検しましょう。

　　整備のポイントはブタハシャベル。

10. 自転車が加害者になった場合、刑事的責任･民事的責任･道義的責任･行政的責任

　　の4つの責任が生じます。また、業務で自転車を使用中に起こした事故は、個人賠償責任

　　保険では保証されないので、事業主が事業者用の賠償責任保険に加入する必要があり

　　ます。

（東京都 自転車安全利用推進事業者用 動画教材使用）

ワークシート（解答）